

事務連絡
平成28年7月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

デング熱等の蚊媒介感染症に関する注意喚起について

デング熱等の蚊媒介感染症への対応については、「蚊媒介感染症に関する特定予防指針」（平成28年厚生労働省告示第119号）、「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き地方公共団体向けについて」（平成28年2月12日付け事務連絡）及び「蚊媒介感染症の診療ガイドラインについて」（平成28年7月14日付け事務連絡）において、国内における媒介蚊対策及び医療機関における対応を周知し、平常時の対応を進めていただいているところです。

今般、新潟県においてフィリピンから帰国した女性がデング出血熱を発症し、死亡する事例（別紙参照）が発生いたしました。デング熱等蚊媒介感染症については、蚊に刺されないような予防措置をとると共に、もし発症した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けることが重要となります。

これから夏季休暇の時期を迎えるに当たり、多くの方が海外へ渡航することから、帰国時又は帰国後に発熱等体調の異状がある場合及び渡航先において医療機関を受診するなど体調に不安がある場合には、空港等の検疫所に相談いただくか、近くの医療機関を受診いただくよう、海外に渡航される方への注意喚起を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、検疫所宛てにも本事務連絡と同内容の依頼を行っていること及び当省ウェブサイトにおけるデング熱の記載の更新に伴い、URL を以下のとおり変更していることを併せて申し添えます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000131101.html>

別紙 平成28年7月22日厚生労働省プレスリリース

「デング出血熱患者（輸入症例）死亡例の発生について」

平成28年7月22日新潟県プレスリリース

「デング出血熱患者（輸入症例）死亡例の発生について」